

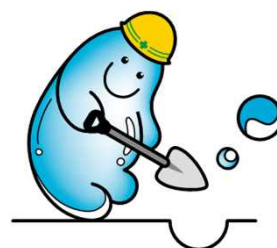
⑥ 関連法について

～ ⑥ 関連法について ～

- 【講義内容】

- 1 指定給水装置工事事業者制度
(指定事業者制度)
- 2 給水装置の構造及び材質の基準
(構造・材質基準)

I 指定給水装置工事事業者制度 (指定事業者制度)



関連法について



3

3

水道法 第3節 指定給水装置工事事業者

- ・第25条の2 指定の申請
- ・第25条の3 指定の基準
- ・第25条の3の2 指定の更新 (改正水道法で新たに規定)
- ・第25条の4 給水装置工事主任技術者
- ・第25条の7 変更の届出
- ・第25条の8 事業の基準
- ・第25条の9 主任技術者の立会
- ・第25条の10 報告又は資料の提出
- ・第25条の11 指定の取消し

関連法について



4

4

指定事業者制度

指定の基準（水道法第25条の3）

- ① 事業所ごとに「給水装置工事主任技術者」を選任すること。
- ② 省令で定める機械器具を有すること。
- ③ 法律で定める欠格要件に該当しないこと。
（誓約書の提出）

関連法について



5

5

指定事業者制度

指定の更新（水道法第25条の3の2）

これまでの制度では...

所在不明の指定事業者が多数存在



5年ごとの更新制度を採用

効果

- 所在不明事業者の減少
- 指定事業者の資質の維持・向上

更新手続きを行わなければ... 指定事業者としての**効力を失う。**

関連法について



6

6

指定事業者制度

主任技術者（水道法第25条の4）

- ① 事業所ごとに主任技術者を選任すること。
- ② 主任技術者を選任・解任したときは、遅滞なく届出を行うこと。
※ 主任技術者が欠けた場合は、その日から2週間以内に新たに選任しなければならない。
- ③ 工事従事者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。
- ④ 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。
 - (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
 - (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
 - (3) 給水装置の構造及び材質が政令に定める基準に適合していることの確認
 - (4) 水道事業者との連絡又は調整等

関連法について



指定事業者制度

変更の届出（水道法第25条の7）

| | 変更事項 | 期限 | 様式 | 添付書類 | |
|-------------|---|------------------------|----------------------------|---|------------------|
| | | | | 【法人】 | 【個人】 |
| 指定事項の変更 | 申請者の氏名・名称・住所 | 変更のあった日から 30日以内 | 変更届出書 誓約書 証明書再交付願い※1 | 定款又は寄付行為(写) 登記簿謄本又は登記事項証明書 事業者証※1 | 住民票(写) 事業者証※1 |
| | 役員の氏名 | | 変更届出書 誓約書 | 登記簿謄本又は登記事項証明書（履歴事項） | |
| | 主任技術者の氏名・免状交付番号 | | 変更届出書 | 主任技術者の免状又は技術者証の写し | |
| | 電話番号・FAX番号※3 事業所の名称・所在地・代表者氏名、電話番号・FAX番号・メールアドレス※3 | | | なし | |
| 事業の廃止、休止、再開 | 廃止・休止の日から 30日以内 再開の日から 10日以内 | 廃止・休止・再開届出書 | 事業者証※2 | | |

※1 氏名・名称を変更する場合 ※2 事業を廃止する場合 ※3 札幌市独自の規定

関連法について



指定事業者制度

事業の基準（水道法第25条の8）…施行規則第36条

国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

- ① 給水装置工事ごとに主任技術者を指名
- ② 分岐工事等の施行時には、技能を有する者を配置
- ③ 分岐工事等は、承認を受けた工法、工期その他工事上の条件に合うように施行
- ④ 研修の機会の確保に努める
- ⑤ 構造・材質基準に適合しない給水装置を設置しない／適さない機械器具を使用しない
- ⑥ 指名した主任技術者に工事記録を作成させ、3年間保存

関連法について



9

9

指定事業者制度

主任技術者の立会（水道法第25条の9）

水道事業者は、給水装置の検査を行うときは、当該給水装置工事に係る給水装置工事を施行した指定事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る**主任技術者を検査に立ち会わせること**を求めることができる。

報告・資料の提出（水道法第25条の10）

水道事業者は、指定事業者に対し、当該指定給水装置工事事業者が給水区域において**施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出**を求めることができる。

関連法について



10

10

指定事業者制度

指定の取消し（水道法第25条の11）

- ◎ 以下に該当するときは、**指定を取り消す**ことができる。
- ① 指定の基準に適合しなくなった
 - ② 主任技術者の選任・届出違反
 - ③ 変更、廃止、休止、再開の届出違反または虚偽の届出
 - ④ 適正な事業運営ができない
 - ⑤ 検査における主任技術者の立会の求めに対し、正当な理由なくこれに応じない
 - ⑥ 報告・資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じない。虚偽報告
 - ⑦ 水道施設の機能に障害を与え、または与えるおそれ大きいと判断されるとき
 - ⑧ 不正の手段により指定を受けた

関連法について



11

11



2 給水装置の構造及び材質の基準 (構造・材質基準)



関連法について



12

12

構造・材質基準

給水装置の構造及び材質（水道法第25条の11）

水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規定の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。



給水装置工事を適正に施行することができると認められるものを指定している。

関連法について



13

13

構造・材質基準

◎ 施行令で定める給水装置の構造及び材質の基準 7 項目

- ① 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30cm以上離れていること。
- ② 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- ③ 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。

関連法について



14

14

構造・材質基準

◎ 施行令で定める給水装置の構造及び材質の基準 7 項目

- ④ 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- ⑤ 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置を講ぜられていること。
- ⑥ 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- ⑦ 水槽、プール、その他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

関連法について



15

15

構造・材質基準

◎ 構造・材質基準の適合品

給水装置に用いる給水管や給水用具は『**基準適合品**』でなければならない。

基準適合品とは...

- 自己認証・第三者認証の証明があるもの。
- 基準を満足する製品規格の適合品である証明があるもの（JIS、JWWAなど）。

| 認証品 | 表示方法 |
|--------------|------------------|
| 日本産業規格品 | J I S マーク |
| 社) 日本水道協会認証品 | J W W A マーク、検査証印 |
| 第三者認証品 | 各団体認証マーク |
| 自己認証品 | 自社検査証印 |

関連法について



16

16

構造・材質基準

◎ 第三者認証機関による給水用具の認証マーク



(公社) 日本水道協会品質認証マーク



(一財) 日本燃焼機器検査協会認証マーク



(一財) 電気安全環境研究所認証マーク



(一財) 日本ガス機器検査協会認証マーク



(株) UL Japan認証マーク

関連法について

